

VI 悪臭及び振動の現況



悪臭測定調査

1 概 況

悪臭は、「生活環境を損なうおそれのある不快な臭い」とされており、一種類の物質ばかりでなく、他の物質との組み合わせた状態で感じる事が多く、臭いの強さや持続時間などによっても個人差が見られます。

発生源は、製鉄所、化学工場、畜産農家、ゴミ・し尿処理場、塗装・印刷工場、食品製造工場、倉庫等が考えられます。

振動は、騒音が空気を伝播するのに対して、地盤等固体を通じて伝播し一般に騒音を伴うのが普通です。影響としては、騒音と同様に感覚面も強い反面、建物にヒビがはいる等の物理的な被害もあります。

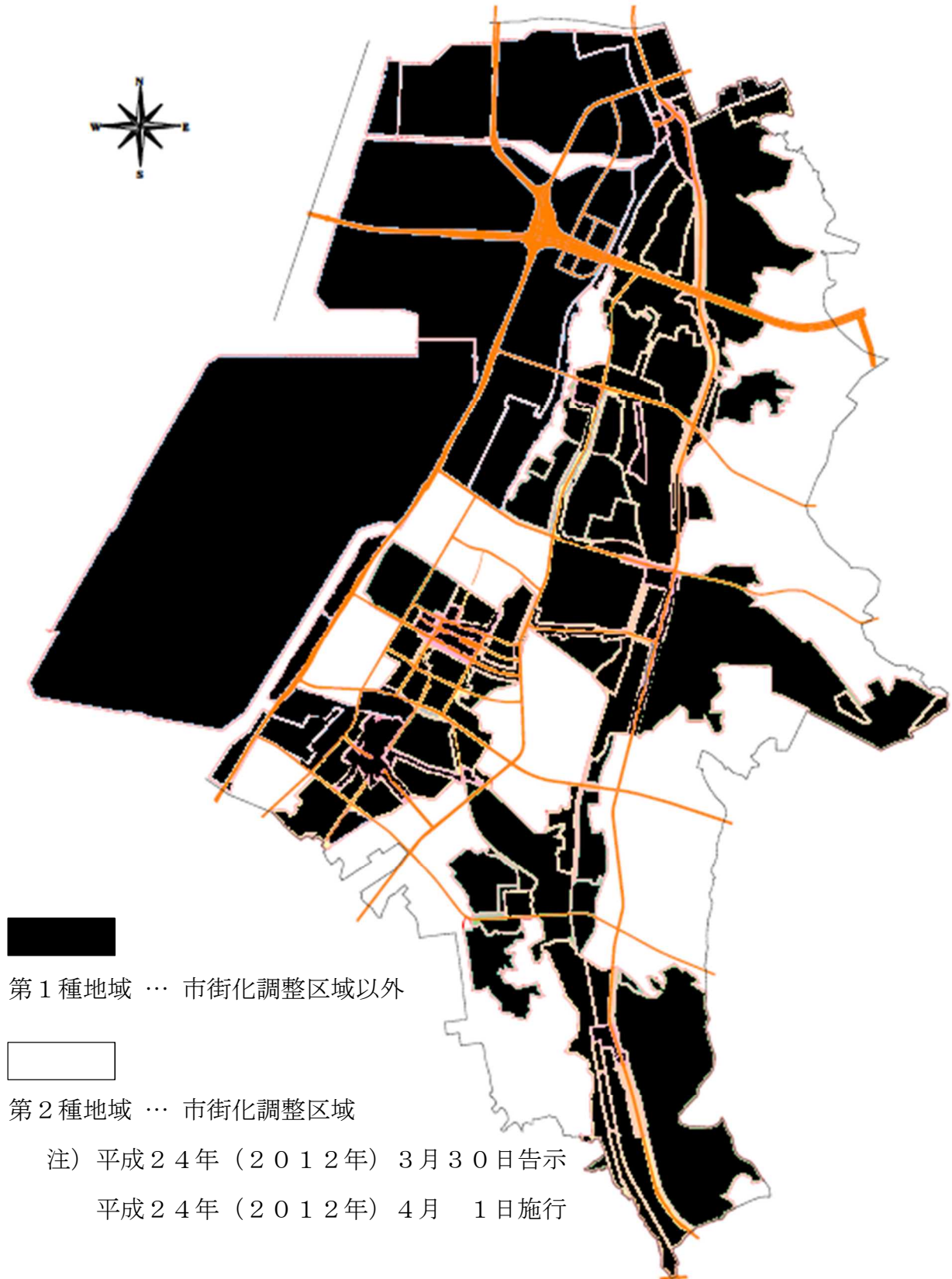
本市では、道路交通振動の測定を定期的に行っています。

※ 地盤沈下については、平成30年度（2018年度）愛知県地盤沈下調査結果を参照にしてください。

(URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/jibanchinka2018.html>)

2 悪 臭

・悪臭防止法による規制地域



・悪臭防止法による敷地境界線における規制基準

区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

注) 1 第1種地域とは、専ら住居の用に供されている地域のように悪臭に対する順応の見られない地域をいう。

2 第2種地域とは、第1種地域と第3種地域との中間に位置する地域をいう。

3 第3種地域とは、主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域をいう。

なお、本市には第3種地域はありません。

※ 臭気指数とは、人の嗅覚を用いて悪臭の濃度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から、次式により算出します。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

・臭気指数の目安

臭気指数	具体例
0	郊外のきれいな空気
5	工場地域の空気
10	梅の花
15	道路沿道の空気
20	トイレの芳香剤
25	線香
30	タバコ

3 振 動

- ・振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による特定工場等の振動の規制基準

単位：デシベル

地域区分	時間の区分	昼 間	夜 間
	東海市の設定 ※工業専用地域は愛知県の設定	午前 7 時 から 午後 8 時 まで	午後 8 時 から 翌日の午前 7 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	60	55
	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	55
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70

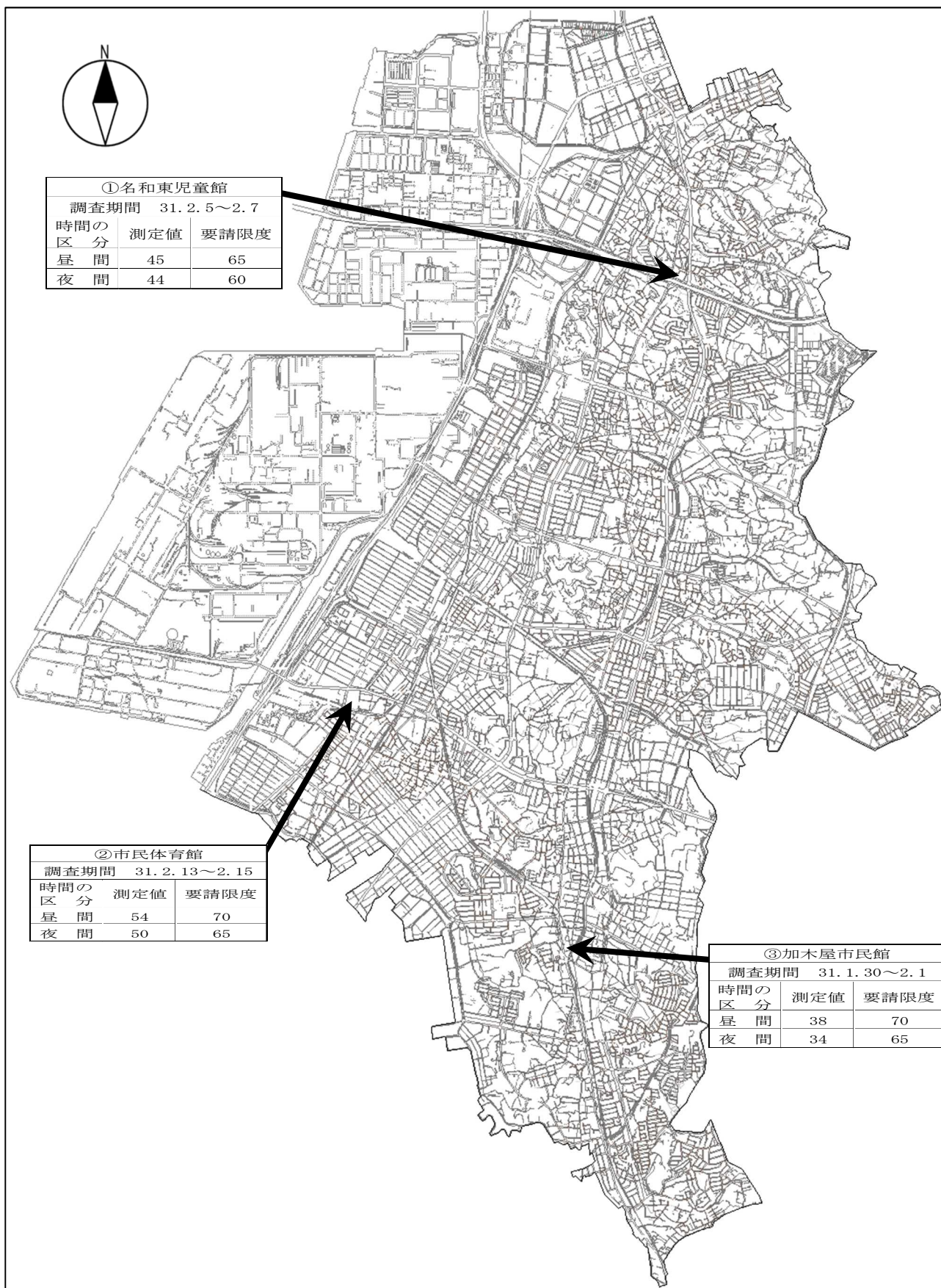
- ・振動規制法による道路交通振動の要請限度

単位：デシベル

地域区分	時間の区分	昼 間	夜 間
	愛知県の設定	午前 7 時 から 午後 8 時 まで	午後 8 時 から 翌日の午前 7 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	70	65

・道路交通振動の調査地点及び調査結果

単位：デシベル



①名和東児童館

調査期間 31.2.5～2.7		
時間の区分	測定値	要請限度
昼間	45	65
夜間	44	60

②市民体育館

調査期間 31.2.13～2.15		
時間の区分	測定値	要請限度
昼間	54	70
夜間	50	65

③加木屋市民館

調査期間 31.1.30～2.1		
時間の区分	測定値	要請限度
昼間	38	70
夜間	34	65